

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 25 年度第 1 四半期）
デリバティブ関係(為替系)

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	23 年度(あ)第 152 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売していた。 ・仕入価格は販売先と事前に合意した価格にもとづき決定され、為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等の具体的金額等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外産の商材を仕入れているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性の検証が十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年7月 26 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮した上で、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮した上で判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

	<p>行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年4月 30 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23 年度(あ)第 248 号
申立ての概要	財務耐久力を超えて締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎるものであり、本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・本件契約の契約期間は、A社の意向を受けて決定したものである。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会において、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年9月 26 日及び平成 25 年3月 4 日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと及び本件契約の契約期間がA社の業況等を勘案すると長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年5月 10 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 370 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の確認が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年5月22日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第688号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、外貨実需自体は存在する。 ・しかし、当社は輸出を行っており、外貨の入金が輸入に係る支払を超えていたことから、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等について、十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、一定の財務耐久性についても検証し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額について客観的資料による確認を行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 14 日及び平成 25 年5月8日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が十分ではなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年6月 14 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第792号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、外貨実需自体は存在するものの、当社はグループ会社を通じて輸出を行っており、外貨の入金が輸入に係る支払を超えていたことから、本件契約を締結する必要はなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等について、十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。 ・当社は、融資との抱き合わせで本件契約を締結させられた。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至っ

	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の外貨実需額について客観的資料による裏付けを取っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、融資との抱き合わせ販売は行っていない。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月12 日及び平成 25 年5月8日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後、双方があっせん手続外での合意解約を希望したことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第814号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、仕入商品の一部を海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社と他の金融機関との間で既に締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、商品内容及び円高時のリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社及びそのグループ企業が直接海外から商品を仕入れているという商流、輸入仕入額及び他の金融機関とのデリバティブ取引額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月30 日及び同年5月 10 日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であつ

	<p>たことを指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年6月 27 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23年度(あ)第815号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、仕入商品のうち一部の商品を海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社の外貨実需額及び当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、商品内容や円高時のリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社及びそのグループ企業が直接海外から商品を仕入れているという商流、輸入仕入額及び他の金融機関とのデリバティブ取引額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 14 日及び同年5月 18 日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・その後、A社からあっせん委員会に対して、本件契約についてB銀行との間で任意解約することとした旨の申立取下書が提出されたことから、平成 25 年4月9日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	23年度(あ)第918号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたことは認める。 ・しかし、本件契約に係るB銀行担当者からの説明は専ら当社担当役員のみに対してなされており、当社社長は本件契約の商品内容、円高時の為替差損及び解約清算金等について一切説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社が海外から商品を外貨建てで仕入れる商流であることから、為替リスクヘッジニーズについて認識を共有し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の銀行取引窓口の担当役員に対して説明を行っていることから、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月17日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後、A社からあっせん委員会に対して、申立取下書が提出されたことから、平成25年6月25日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	23年度(あ)第920号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたことは認める。 ・しかし、本件契約に係るB銀行担当者からの説明は専ら当社担当役員のみに対してなされており、当社社長は本件契約の商品内容、円高時の為替差損及び解約清算金等について一切説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社が海外から商品を外貨建てで仕入れる商流であることから、為替リスクヘッジニーズについて認識を共有し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の銀行取引窓口の担当役員に対して説明を行っていることから、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月

	<p>17日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・事情聴取後、A社からあっせん委員会に対して、申立取下書が提出されたことから、平成25年6月25日付けであっせん手続を終了した。</p>
--	--

事案番号	23年度(あ)第922号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<p>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</p> <p>・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたことは認める。</p> <p>・しかし、本件契約に係るB銀行担当者からの説明は専ら当社担当役員のみに対してなされており、当社社長は本件契約の商品内容、円高時の為替差損及び解約清算金等について一切説明を受けていない。</p>
相手方銀行(B銀行)の見解	<p>・当行は、A社が海外から商品を外貨建てで仕入れる商流であることから、為替リスクヘッジニーズについて認識を共有し、本件契約を勧誘するに至った。</p> <p>・当行は、A社の銀行取引窓口の担当役員に対して説明を行っていることから、説明方法に問題はなかったものと判断している。</p>
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <p>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月17日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・事情聴取後、A社からあっせん委員会に対して、申立取下書が提出されたことから、平成25年6月25日付けであっせん手続を終了した。</p>

事案番号	23年度(あ)第923号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<p>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</p> <p>・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたことは認める。</p> <p>・しかし、本件契約に係るB銀行担当者からの説明は専ら当社担当役員のみに対してなされており、当社社長は本件契約の商品内容、円高時の為替差損及び解約清算金等について一切説明を受けていない。</p>

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社が海外から商品を外貨建てで仕入れる商流であることから、為替リスクヘッジニーズについて認識を共有し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の銀行取引窓口の担当役員に対して説明を行っていることから、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 13 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後、A社からあっせん委員会に対して、申立取下書が提出されたことから、平成 25 年6月 25 日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	24年度(あ)第195号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品の仕入及び販売において一部外貨建ての取引があり、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が国内の会社を通じて商品を外貨建てで仕入れているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、ヘッジ対象額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年6月 18 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第239号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主として海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。 ・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、円高時のリスク及び解約清算金等の計算方法等を理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・本件契約の契約期間は、A社の意向を受けて決定したものである。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年9月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと及びA社の業況等を勘案すると本件契約の契約期間が長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年6月27日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第244号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の無効確認
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引の無効確認を求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しているものの、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約のリスクについて十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。 ・本件契約による為替差損が当社事業に相当な負担を課していた。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年9月 10 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年4月 12 日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>24年度(あ)第328号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>財務耐久力を超えて締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において販売しており、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金及び円高時のリスク等について十分な説明を受けていない。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに

	<p>至った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月18日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後、A社からあっせん委員会に対して、申立取下書が提出されたことから、平成25年5月14日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	24年度(あ)第330号
申立ての概要	財務耐久力を超えて締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において販売しており、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金及び円高時のリスク等について十分な説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約による円高時の為替差損等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月18日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後、A社からあっせん委員会に対して、申立取下書が提出されたことから、平成25年5月22日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	24年度(あ)第331号
申立ての概要	財務耐久力を超えて締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において販売しており、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金及び円高時のリスク等について十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月18日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後、A社からあっせん委員会に対して、申立取下書が提出されたことから、平成25年5月13日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	24年度(あ)第345号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、仕入商品のうち、一部の商品は海外から外貨建てで仕入れ、国内外で販売していた。 ・当社には外貨実需は存在していたが、その額は極めて少額であったことから、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。 ・本件契約による為替差損が当社事業に相当な負担を課していた。

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年9月 25 日及び同年 12 月 27 日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年4月8日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第364号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に国内の会社から円建てで商品を仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、一時的に海外の会社から外貨建てで商品を仕入れることもあったが、金額はわずかであり、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の円高時のリスクについて十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びA社の外貨実需が今後増加することを把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握を専らA社からの聴取に依拠しており、客観的資料による確認を取っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意が

	ある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年4月5日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第416号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外及び国内の会社から円建てで商材を仕入れ、国内において円建てで販売しているものの、海外からの仕入れは僅かであったことから、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、海外に現地法人を設立したことはあるが、採算性を勘案し、本格的な事業展開をする前に閉鎖しており、現在外貨実需はない。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の円高時のリスク等について、十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外産の商材を仕入れているという商流及びA社が設立した海外の現地法人からドル建てで商材を仕入れる計画があることを把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の海外の現地法人に係る事業計画を裏付ける客観的資料による確認をしていないことから、外貨実需額の把握が十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月

	<p>16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年5月1日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第418号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の商材を海外及び国内の会社から外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額について客観的資料による裏付けを取っているものではないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月1日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀

	<p>行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年4月2日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第454号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けるため、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等の具体的金額を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額の把握を専らA社からの聴取に依拠しており、客観的な資料による裏付けを取っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月15日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年4月 22 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第468号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める ・当社は、海外産の原料を使用した商材を主に国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているが、仕入価格は原料の需給関係により決定されるものであり、為替相場変動の影響を受けないことから、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外産の原料を使用した商材を仕入れているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性について、客観的資料による検証を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月20日及び平成25年2月5日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年4月22日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第472号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を海外及び国内から外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響

	<p>響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金について十分理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社からの聴取により把握した外貨実需額を基準として、本件契約に係るヘッジ比率を検証しており、問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→特別調停案の提示→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月21日及び同年12月27日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・この指摘に対してB銀行から譲歩の姿勢が十分に示されなかったことから、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示し、A社が受諾し、B銀行がこれを受諾しない場合は特別調停案を提示する用意がある旨を説明した。 ・その結果、A社はあっせん案を受諾したが、B銀行があっせん案を受諾しなかったことから、A社とB銀行に対して特別調停案を提示した。その後、A社とB銀行の双方が特別調停案に受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年4月2日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第485号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けていない。 ・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握を専らA社からの聴取に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、契約期間を含めて本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月22日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったこと及びA社の業況等を勘案すると本件契約の契約期間が長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年4月23日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第508号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部海外産の商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているものの、仕入価格は主に商材の需給関係により決定されるものであり、為替相場変動の影響はわずかであること、また、仕入価格の変動を販売価格に転嫁することが可能であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在しなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。 ・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外産の商材を仕入れているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の商材の仕入価格と為替相場との相関性について客観的な資料による検証を行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月29日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと及びA社の業況等を勘案すると本件契約の契約期間が長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年4月15日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>24年度(あ)第510号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外製の商品を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、販売価格を基準にして決定されており、為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社が海外製の商品を仕入れているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場との相関性について、客観的資料による確認を行っていないことは認める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年4月30日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第517号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、外貨の実需はなく、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社が海外から商材を外貨建てで輸入する計画があること等を聴取した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・しかし、海外から商材を輸入する計画について、客観的資料による確認を行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月28日及び平成25年2月13日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。なお、平成25年2月13日の事情聴取については、A社は欠席であった。 ・事情聴取後、A社からあっせん委員会に対して、申立取下書が提出されたこと

から、平成 25 年6月 13 日付けであっせん手続きを終了した。

事案番号	24年度(あ)第522号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎるものであり、本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握を専らA社からの聴取のみに依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・本件契約の契約期間は、A社の意向を受け決定し、A社の財務耐久性も勘案した上で締結したものである。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月14日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったこと、本件契約の契約期間が長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年5月1日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第529号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、仕入商品のうち、一部海外産の商材を国内の会社から円建てで仕入れているが、海外産の商材の仕入価格は為替相場変動の影響を受けておらず、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が商社を通じて海外の商材を仕入れていることを把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社から仕入単価表等の客観的資料を徴求し、為替相場との相関性の検証を行ったものの、検証としては必ずしも十分とはいえなかったことを認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年11月27日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年4月5日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第534号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、仕入商品のうち、一部海外産の商材を国内の会社から円建てで仕入れているが、仕入価格については主に商材の需給関係により決定されるものであり、為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズ

	<p>が存在していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容等について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の海外の商材を仕入れているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社が仕入れる商材の仕入価格と為替相場の相関性について、一定の検証を行ったものの、必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月13日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年4月8日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第546号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外から商品を主として外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需があり、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたことは認める。 ・しかし、当社は複数の通貨によって輸入を行っており、本件契約が対象としている通貨の取引金額は、実際の通貨による外貨実需額を超えており、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。特に、B銀行との間で最後に契約を締結したのものについては締結する必要はなかったものの、B銀行の執拗な勧誘により断りきれなかったものであり、納得がいかない。 ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等を十分に理解しないまま、本件契約を締結する

	に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社が外貨実需のある商流であり、為替リスクヘッジニーズが存在することをA社社長と共有し、これまでも複数のデリバティブ契約を締結していたことから、知識、経験上も問題がないと判断して本件契約を勧誘するに至った。 ・A社が複数の通貨による仕入を行っていることは把握していたが、本件契約による取引金額が実需額を超えるものであるとは認識していなかった。 ・当行は、A社が主張しているような執拗な勧誘は行っておらず、むしろA社から契約内容に係る意向を受け、それを反映させた契約を提案している。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→特別調停案の提示→あっせん不調(相手方銀行が特別調停案不受諾)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月12日及び平成25年2月27日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社について為替リスクヘッジニーズは存在するものの、相手方の、リスク対象となる通貨の外貨建ての実需額の把握が正確であったとはいえず、ヘッジ比率が高率である可能性は否定できないこと、またA社の経常利益額の水準からみると、本件契約のような長期デリバティブ取引による為替差損について十分に耐えられるほどの財務水準とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の本件契約に係る損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・当該あっせん案についてA社は受諾したが、B銀行は不受諾の回答の意思を表明したため、A社とB銀行に対して特別調停案を提示した。 ・その後、A社は特別調停案を受諾したが、B銀行が本件に係る訴訟を提起し、特別調停案を受諾しなかったことから、平成25年6月28日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	24年度(あ)第558号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、仕入及び販売ともに国内において円建てで行っており、また、仕入価格の変動を販売価格に転嫁することが可能であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けていな

	い。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外産の商材を仕入れていること、A社は商材の価格変動リスクをヘッジしたいという意向があることを確認し、ヘッジ対象額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月25日及び平成25年3月19日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年6月3日付けて和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第563号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。 ・当社は、商材の一部を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・本件契約の契約期間は、A社の意向を受け決定したものであるものの、A社の業況等を勘案すれば、長期に過ぎる可能性があることは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん	【申立受理→和解契約書の締結】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月20日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったこと及び本件契約の契約期間がA社の業況等を勘案すると長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年6月17日付けで和解契約書を締結した。
-------	--

事案番号	24年度(あ)第568号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、以前は海外から商品を外貨建てで仕入れ、国内の会社に円建てで販売していることから、外貨実需があり、為替リスクヘッジニーズも存在していたが、中途において海外との取引が消滅し、外貨建ての取引は存在しなくなった。 ・B銀行は、当社における海外取引が消滅していたことを承知していたはずである。 ・B銀行の主張している当社の外貨実需額も実際の実需額を超えるものであり、過大である。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外から商品を仕入れているという商流を確認し、また、既に当行とデリバティブ契約を締結していた経緯を踏まえ、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を締結するに至った。 ・当行は、A社の海外取引が消滅したことを聴取しておらず、A社からそのような説明を受けていない。 ・当行は、聴取によりA社のヘッジ対象額を把握していたものの、客観的な資料による裏付けを行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん	【申立受理→和解契約書の締結】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年1月8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年4月18日付けで和解契約書を締結した。
-------	---

事案番号	24年度(あ)第569号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、外貨実需はなく、当社には為替リスクヘッジニーズは全く存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社が仕入れる商材の中には、海外産の材料が含まれており、当該材料の仕入価格が為替相場の影響を受けることを把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場との相関性について客観的資料による検証を行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年12月27日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 25 年4月5日付けで和解契約書を締結した。
--	----------------------------

事案番号	24年度(あ)第570号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年1月18日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年4月5日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第584号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金等のリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社からの聴取により、他の金融機関との間で締結しているデリバティブ取引額を踏まえて本件契約を締結した。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年1月10日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年5月14日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第588号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社

	<p>の外貨実需額を勘案すれば、本件契約に伴うヘッジ比率は過大であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の財務状況を勘案すれば、当社に本件契約を締結するだけの財務耐久力はなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金等の具体的金額について十分な説明を受けないまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握について、主にA社からの聴取のみに依拠しており、外貨実需額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年1月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証等が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年4月8日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第589号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で生産された原材料を国内の会社から円建てで仕入れ、加工し、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、主に原材料の需給関係により決定されるものであり、為替相場変動の影響が直接仕入価格に反映されるものではないこと、また、仕入価格の変動分については、すべて販売価格に転嫁することが可能であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。 ・当社の業況及び規模を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎ、また本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外産の商材を仕入れているという商流やヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容については、契約期間を含め、事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年1月 17 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったこと並びに本件契約の契約期間がA社の業況等を勘案すると長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年4月 12 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第596号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎるものであり、本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・本件契約の契約期間は、A社の意向を受け決定し、A社の財務耐久性も勘案した上で締結したものである。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年1月 30 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年5月2日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第604号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の商材を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているが、仕入価格については市況の影響は受けるものの、為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外産の商材を仕入れているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場との相関性の検証を行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年1月

	<p>31日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年4月22日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	24年度(あ)第613号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部海外産の商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているものの、仕入価格は主に商材の需給関係により決定されるものであり、為替相場変動の影響はわずかであること、また、仕入価格の変動を販売価格に転嫁することが可能であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在しなかった。 ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外産の商材を仕入れているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行はA社の商材の仕入価格と為替相場との相関性について客観的な資料による検証を行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年2月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年4月22日付けで和解契約書を締結した。

	<p>行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年4月 17 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	24年度(あ)第614号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、仕入れのうち、一部海外産の商材を外貨建てで又は国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているが、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在しなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場との相関性の検証を行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年2月 12 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年4月 30 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第616号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、ヘッジ対象額の把握が十分とはいえず、ヘッジ比率が高率となっていたことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年1月24日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年4月1日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第619号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担

の申出内容	<p>することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、商材の一部を海外から外貨建てで輸入し、国内又は海外において円建てで販売していたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握を専らA社からの聴取に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年1月30日及び同年4月5日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第622号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材の一部を海外から外貨建てで輸入し、国内又は海外において円建てで販売していた。外貨実需があることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社と他の金融機関との間で既に締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握を専らA社からの聴取に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないことは認める。 ・当行は、A社の財務耐久性を検証し、問題がないと判断した。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年2月 14 日及び同年3月 21 日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年6月 13 日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>24年度(あ)第624号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>断定的判断による説明を受け締結させられたデリバティブ取引及び仕組預金に係る損害賠償請求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人(A社)、個人(Aさん、40歳台)</p>
<p>申立人(A社、 Aさん)の 申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社とB銀行との間で締結したデリバティブ取引及び私がB銀行で預け入れた仕組預金に係る損害を賠償することを求める。 ・私は、A社社長であるが、B銀行担当者から、「損することはない」との説明を受け、本件デリバティブ契約を提案され、同契約の締結に至った。また、B銀行担当者に、同契約の担保として本件仕組預金への預入を要請されたため、契約締結に至った。 ・B銀行担当者から本件商品に係るメリットのみを強調され、最大損失額及び解約清算金額等の具体的なリスクについての説明を受けなかったため、本件商品は安全な金融商品と理解していた。 ・当社の事業内容及び運用方針に照らすと、本件デリバティブ契約及び本件仕組預金は契約期間等が長期に過ぎるものであり、これらの商品が当社に適合しているとはいえない。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者が、A社の資産運用に係る複数の商品を提案したところ、A社社長であるAさんが本件デリバティブ取引を希望したため、契約の締結に至った。 ・本件仕組預金についても資産運用を目的としてAさんから預入の希望があった

	<p>ため販売したものであり、当行が本件デリバティブ契約の担保として預け入れを要請したのではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんの作成した顧客カード等により、A社及びAさんの投資意向、保有金融資産額及び投資経験等を把握した上で、本件デリバティブ契約及び本件仕組預金の販売等を行っており、販売手続に問題はなかったものと判断している。 ・当行担当者は、所定の資料を用いて、本件デリバティブ契約及び本件仕組預金のリスク等の内容について丁寧に説明しており、「損をすることはない」というような断定的判断も行っていない。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社及びAさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年4月8日、A社及びAさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第629号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外製の商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているが、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外製の商品を仕入れているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の取扱う一部の商品については仕入価格と為替相場の相関性に係る検証を行ってはいるものの、十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年2月

	<p>13日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年4月23日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	24年度(あ)第630号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部海外製の商品を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているが、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在しなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外製の商品を国内の会社から仕入れているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると把握し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年2月19日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後、A社からあっせん委員会に対して、申立取下書が提出されたことから、平成25年5月13日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	24年度(あ)第631号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、海外産の商材を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の商品の仕入価格は、商材の需給関係により決定されるものであり、為替相場変動の影響は受けていないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、本件契約の内容を理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外産の商材を仕入れているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入れる商材と為替相場との相関性についての検証が、必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年2月 15 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年4月9日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第634号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、仕入商材の一部を海外から外貨建てで輸入し、国内で円建て販売している。 ・しかし、仕入価格は、為替相場の影響を受けず、主に商材の需給関係により決定されるものであることから、デリバティブ取引を行うほどの為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から円高時のリスクについて十分な説明を受けておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社が外貨建てで商材を輸入している商流を把握し、輸入仕入額を聴取した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・しかし、A社の輸入仕入額について、客観的資料による確認を行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年2月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の仕入商材の価格決定方法等について客観的資料による確認を行っていない等為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年6月 27 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第647号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、国内の会社から商品製作の依頼を受けた後、海外にある当社の子会社に対して当該商品の製作の委託費用を円建てで支払っている。 ・委託費用は全て円建てで決定され、為替相場変動の影響を受けないことから当社には為替リスクヘッジニーズが存在しなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外の子会社に対して業務を委託しているという商流及び委託費用は外貨を基準として決定していることを把握し、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の委託費用の決定方法及び為替相場との関係について十分な確認を行っていないことは認める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年2月 26 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年4月5日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第650号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外製の商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものの、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。 ・当社は、B銀行担当者からの執拗な勧誘を断り切れず、本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外の商品を仕入れているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性について検証を行ったものの、必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行担当者が、A社に対して本件契約を執拗に勧誘した事実はない。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん	【申立受理→和解契約書の締結】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年2月 28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年5月 16 日付けで和解契約書を締結した。
-------	--

事案番号	24年度(あ)第656号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、仕入商品のうち、一部商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたことは認める。 ・しかし、当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から一定程度以上円高にはならないとの断定的判断の提供を受けたことから本件契約を締結した。 ・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社に対し、一定以上円高にはならないとの断定的判断の提供は行っていない。 ・本件契約の契約期間はA社の意向を受け決定したものである。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年3月6 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀

	<p>行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年4月 16 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	24年度(あ)第658号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・本件契約による為替差損が当社の事業継続上相当な負担を課している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の財務耐久性についても一定の検証を行っている。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年3月 1 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年5月 23 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第662号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担

の申出内容	<p>することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、海外で製造された商品を外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額について客観的資料による裏付けを取っていないことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の関連会社を含め、財務耐久性に問題ないものと判断した。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年3月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年4月23日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第668号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内製の商品を国内の会社から仕入れ、国内において販売しており、

	<p>全て円建てで決済を行っているため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在しなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社は国内取引を主としているものの、海外製の商品を仕入れる計画があること等を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、海外製の商品を仕入れる計画について、客観的資料による確認を行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年2月 26 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年5月 15 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第672号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で製造された商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者からの執拗な勧誘を断り切れず、やむを得ず本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商材には海外産の原材料が使用されていること及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の商材に海外産の原材料が含まれていたかどうかの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社に対して執拗な勧誘は行っていない。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年3月 15 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年5月 30 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第673号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材の一部については海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売していたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社と他の金融機関との間で既に締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が商材の一部を海外から仕入れ販売しているという商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年3月 19 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年6月 14 日付けで和解契約書を締結した。
---------------	--

事案番号	24年度(あ)第676号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・本件契約による為替差損が、当社の事業に相当な負担を課している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時リスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握を専らA社からの聴取に依拠しており、客観的な資料による裏付けを取っていないことは認める。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年3月 5 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年4月 24 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第677号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、外貨実需があることから、為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外から外貨建てで商品を輸入している商流を確認し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額についての確認が必ずしも正確ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年3月 26 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年6月6日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第678号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商材の一部を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していた。外貨実需があることから当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約に伴うヘッジ比率は過大である。 ・当社は、B銀行担当者から、融資の条件として本件契約を勧誘された。 ・当社は、B銀行担当者から円高時のリスク及び解約清算金等について十分な説明を受けないまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外から外貨建てで商品を輸入している商流を確認し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額についての確認が必ずしも正確ではなかったことは認める。 ・当行は、融資の条件として本件契約を勧誘していない。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年3月11日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後、A社からあっせん委員会に対して、申立取下書が提出されたことから、平成25年6月3日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	24年度(あ)第679号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、外貨実需はあるものの、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在し

	<p>なかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。 ・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・本件契約の契約期間はA社の意向を受け決定したものであり、当行から一方的に提案したものではない。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年3月 18 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと及びA社の業況等を勘案すると本件契約の契約期間が長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年5月 30 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第680号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたことから、外貨実需はあったものの、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・また、当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎるもの

	<p>であり、本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・本件契約の契約期間は、A社の意向を受け決定したものであり、当行から一方的に提案したものではない。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年3月18日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと及び本件契約の契約期間がA社の業況等を勘案すると長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年6月5日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第685号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建て又は外貨建てで販売しており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社の外貨実需額からすれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至っ

	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社が外貨建てで販売を行っていることを把握していなかったことは認める。 ・本件契約の契約期間はA社が希望したものである。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年3月 14 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったこと及びA社の業況等を勘案すると本件契約の契約期間が長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年5月 28 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第686号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において販売しており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社の外貨実需額からすれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社が外貨建てで販売を行っていることを把握していなかったことは認める。 ・本件契約の契約期間はA社が希望したものである。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年3月 14 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったこと及びA社の業況等を勘案すると本件契約の契約期間が長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年5月 28 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第687号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材の一部を海外から外貨建てで輸入し、主に国内において円建てで販売している。商材の一部は海外の取引先に対し外貨建てで輸出している。 ・当社は、ほとんどの仕入は国内取引によるものであること、輸出販売によって得た外貨をそのまま輸入の支払に充てていたことから、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金及び円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。 ・当社は、B銀行担当者からの執拗な勧誘を断りきれず、本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が外貨建てで商品の一部輸入しているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額については聴取のみで確認しており、客観的資料による裏付けを取っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行担当者が、A社に対して本件契約を執拗に勧誘した事実はない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年3月 15 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流及びヘッジ対象額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年6月3日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第688号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商材を海外の会社から外貨建て又は国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社が他の金融機関との間で締結していたデリバティブ取引を合わせたヘッジ対象額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスクについて事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年3月 19 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するという

	<p>あっせん案を提示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年5月 14 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第696号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で生産された商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外産の商品を仕入れているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の上記確認は専ら聴取に依拠しており、客観的資料による確認を行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年3月 13 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年5月 29 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第697号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、仕入商材のうち一部のものは海外の商材であり、国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当該海外の商材の仕入価格については仕入先の商社が決定するものであり、為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外の商材を仕入れているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、仕入価格と為替相場の影響については一定の検証を行ってはいるものの、仕入価格の決定方法を含めて必ずしも正確に把握していたわけではないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年3月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年6月 14 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第698号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているものの、仕入価格は主に商材の需給関係により決定されること、また、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可

	<p>能であることから、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。 ・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外産の商材を仕入れているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場との関係について客観的資料による確認を行っていたわけではない。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・本件契約の契約期間は、A社の意向を受け決定したものである。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年4月8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年5月30日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第699号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需はあるものの、仕入価格に係る為替相場変動の影響を一定程度は販売価格に転嫁することが可能であったことから、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約が内包する円高時のリスク等について十分

	な説明を受けておらず、また、為替相場が一定程度以上円高に進まないとの断定的判断を提供されて本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行担当者は、A社に対し、為替相場が一定程度以上円高に進まないといった断定的判断を提供した事実は無い。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年3月12 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年6月 10 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第703号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたが、当社の外貨実需額はわずかであり、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握を専らA社からの聴取等に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないことは認める。 ・本件契約の契約期間は、当行が複数の期間の商品を提案した中から、A社が

	<p>自ら選択したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年3月12 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったこと及びA社の業況等を勘案すると本件契約の契約期間が長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年6月 10 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24 年度(あ)第 704 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたが、仕入価格に係る為替相場変動の影響を一定程度は販売価格に転嫁することが可能であったため、当社には、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・A社が主張している、為替相場の影響の販売価格の転嫁については承知していなかった。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年4月2 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。
--	---

事案番号	24年度(あ)第705号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたが、仕入価格に係る為替相場変動の影響を一定程度販売価格に転嫁することが可能であったことから、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の自己資本額等を踏まえると、本件契約による為替差損に対しても十分耐える財務耐久性があると判断した。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年4月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年5月15日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第708号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。 ・当社は、商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売していた。 ・仕入商品には一部海外製のものがあったが、その仕入額はごく僅かであったこと、また、仕入価格は主に商品の需給関係により決定されるものであったことから、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約が内包する円高時の為替差損等について十分な説明を受けておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外産の商品を仕入れていること及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社が仕入れる海外の商品と為替相場との相関性について、一定程度の検証を行っていたが、必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年4月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年5月30日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>24年度(あ)第709号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、主に、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社は一部の商材について、海外向けの輸出取引を行っており、その

	<p>取引で得た外貨を輸入の支払に充てていたこと、また、既に他の金融機関とデリバティブ取引契約を締結していたことから、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負荷を課している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額並びにA社と他の金融機関とのデリバティブ取引の取引額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社が輸出をしていることは把握していたが、輸出によって得た外貨を輸入仕入の支払に充てていたとの説明は受けていなかった。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年3月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対してA社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年5月 14 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第710号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、主に、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内又は海外において円建てまたは外貨建てで販売している。 ・当社は、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、商材の販売によって得た外貨を輸入仕入の支払に充てるのが可能であったこと等からすれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の円高時のリスク等について十分な説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至っ

	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A社の外貨実需額についての把握については、問題ないものと判断していた。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年3月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・その後、A社からあっせん委員会に対して、本件契約について、A社の個別事情によりあっせん手続の継続意思がなくなったことを理由に、申立取下書が提出されたことから、平成 25 年4月2日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	24年度(あ)第711号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、主に、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社は一部の商材について、海外向けの輸出取引を行っており、その取引で得た外貨を輸入の支払に充てていたこと、また、既に他の金融機関とデリバティブ取引契約を締結していたことから、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負荷を課している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年4月8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年5月 17 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第716号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需があることから当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社と他の金融機関との間で既に締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行はA社の財務耐久性を検証した上で問題ないものと判断し、本件契約を締結した。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年4月 15 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年6月5日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第717号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社と他の金融機関との間で既に締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けていない。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の財務耐久性を検証しており、問題ないものと判断していた。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年4月 15 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年6月 18 日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>24年度(あ)第718号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需があることから当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社と他の金融機関との間で既に締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。 ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けてい

	ない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・本件契約の契約期間は、A社の意向を受け決定したものである。 ・当行は、A社の財務耐久性を検証しており、問題はないものと判断していた。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年4月 17 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年6月 14 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第722号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで仕入れるとともに、国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は主に商品の需給関係により決定され、為替相場変動の影響はほとんど受けないことから、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社が商品を外貨建てで仕入れていることを把握し、外貨実需額を聴取した上で本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年4月 3 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年6月 26 日付けで和解契約書を締結した。
---------------	---

事案番号	24年度(あ)第728号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外製の商品を直接外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売していた。 ・当社は、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。 ・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の業況等に鑑み、本件契約について適切な契約期間を提案している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年4月 12 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・その後、A社からあっせん委員会に対して、本件契約についてB銀行との間で任意解約することとした旨の申立取下書が提出されたことから、平成 25 年4月 19 日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	24年度(あ)第730号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の商品を仕入れているが、外貨建ての輸入仕入はわずかであって、それを除く国内商社を通じた仕入については、仕入価格が為替相場変動の影響を受けないことから、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社に外貨建ての仕入があること、国内商社を通じて仕入れる商品の仕入価格も為替相場変動の影響を受けていると確認したことから、本件契約を勧誘するに至った。 ・本件契約の契約期間は、A社の意向を受け決定したものである。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年4月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約の契約期間がA社の業況等を勘案すると長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成25年6月18日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第731号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部の商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締

	<p>結に伴うヘッジ比率は過大であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。 ・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・本件契約の契約期間はA社の意向を受け決定したものである。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年3月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年5月 30 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第733号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、外貨実需のある商流であることは認める。 ・しかし、当社は、B銀行担当者から本件契約の内容及び円高時のリスク等について十分な説明を受けておらず、商品内容について十分な理解をしていなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	—
あっせん	【適格性審査前に申立取下げ】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立書を受領した後、A社から、申立てを取り下げる判断をした旨の連絡を受けた。 ・その後、A社からあっせん委員会に対して、本件申立てに係る申立取下書が提出されたことから、平成 25 年4月 10 日付けであっせん手続を終了した。
-------	---

事案番号	24年度(あ)第735号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の財務耐久性を検証した上で、本件契約を締結した。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年4月 24 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後、A社からあっせん委員会に対して、申立取下書が提出されたことから、平成 25 年5月 24 日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	24年度(あ)第737号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外産の商材を全て円建てで仕入れ、販売していたが、仕入価格に

	<p>については主に商材の需給関係により決定され、為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外産の商材を仕入れているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の関係について、客観的な資料による検証を行っていないことは認める。 ・当行はA社の財務耐久性を検証した上で問題ないものと判断し、本件契約を締結した。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年4月 30 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 25 年6月 20 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第746号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年5月1日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第747号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年5月1日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、あっせん成立の見込みがないことから、平成25年5月7日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第754号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、一部商材を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・しかし、当社と他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。 ・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社に外貨実需があることから、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、外貨実需額を把握した上で、A社に本件契約を勧誘するに至った。 ・当行らは、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・本件契約の契約期間は、A社の意向を受け決定したものである。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年5月 13 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第757号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の原材料を使った商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているが、仕入価格は主に原材料の需給関係により決定されるものであり、為替相場変動の影響はわずかであること、また、仕入価格の変動を販売価格に転嫁することが可能であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎるものであり、本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外産の原材料を使用した商材を扱っていること及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズ及びヘッジ対象額について、専ら聴取に依拠し、客観的資料による裏付けを取っていないことは認める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・本件契約の契約期間は、A社の意向を受け決定し、A社の財務耐久性も勘案した上で締結したものである。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年5月 10 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・その上で、あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第760号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の無効確認
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引の無効確認を求める。 ・当社は、海外から商材を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から円高時のリスク及び解約清算金等について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年5月 29 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第761号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の無効確認
申立人の属性	法人

申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引の無効確認を求める。 ・当社は、海外から商材を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる ・当社は、B銀行担当者から円高時のリスク及び解約清算金等について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・本件契約の契約期間は、A社の意向を受け決定したものである。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年5月 29 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第771号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外向けの役務サービスを顧客に提供している会社であるが、外貨の支払は、販売により受け取る代金を充てていること、販売価格自体も支払額に一定の利益をのせて決定していることから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から円高時の為替リスク及び解約清算金等についての説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額並びに仕入価格に係る為替相場の変動の影響を販売価格に全て転嫁できないことを把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん	【申立受理→あっせん打ち切り】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年5月17 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。
-------	---

事案番号	24年度(あ)第776号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商材を海外から外貨建てで輸入し、販売している。外貨実需はあるが、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・しかし、当社はB銀行との関係を考慮した結果、B銀行からの勧誘を断りきれず本件契約を締結するに至った。 ・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等について十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外から商材を外貨建てで仕入れ、国内外に販売しているという商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社から、他行との間で行っているデリバティブ取引が終了すること及び同種の契約を締結したい旨の希望を受けたことから、本件契約を締結するに至った。 ・当行は、A社の財務耐久性を検証し、問題ないと判断した上で、本件契約を締結した。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年5月28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後、A社からあっせん委員会に対して、申立取下書が提出されたことから、平成 25 年6月 11 日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	24年度(あ)第782号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害

	賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は国内の会社から商材を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行との間で友好的な関係を保つため、B銀行からの勧誘を断りきれず本件契約を締結するに至った。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容及びリスク等について十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の仕入れる商材には海外の材料が含まれていることから、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を締結するに至った。 ・A社はこれまでも複数のデリバティブ取引契約を締結しており、デリバティブ取引に係る知識及び経験は十分であったものと判断している。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年5月14日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第786号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外産の原材料を使用した商品を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・仕入価格は主に原材料の需給関係により決定されるものであり、為替相場変動の影響を受けないことから、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外産の原材料を使用した商品を仕入れているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性について、客観的資料による確認を行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年5月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第794号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部の商材を海外から輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社が仕入れる商材の仕入価格については主に商材の需給関係により決定されること、また、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったことから、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・しかし、リスク対象額の把握を客観的な資料による確認を行わず、聴取のみに依拠していたことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年5月 14 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 25 年5月 21日付けであっせん手続

	を打ち切った。
--	---------

事案番号	24年度(あ)第800号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に海外の商品を外貨建てで輸入し、国内外の取引先に対して円建て又は外貨建てで販売している。 ・当社は、商品の販売によって得た外貨を輸入の支払に充てていたことから、為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社が輸出によって得た外貨をそのまま輸入仕入の支払に充てていたとの説明は受けていない。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年5月24日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後、A社からあっせん委員会に対して、申立取下書が提出されたことから、平成25年5月24日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	25年度(あ)第3号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外産の原材料を含む商品を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・仕入価格は為替相場の影響を受けるものの、その変動をそのまま販売価格に転嫁することが可能であったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在し

	<p>ていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社が海外産の原材料を使用した商品を仕入れているという商流及びヘッジ対象額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社が主張する販売価格への為替相場変動の影響の転嫁については、説明を受けていない。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成25年6月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・その上で、あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	25年度(あ)第8号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外製の商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需がある商流であり、為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社と他の金融機関との間で既に締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から円高時のリスク等について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。 ・当社は、B銀行担当者から融資実行の条件として本件契約を提案されたため、やむを得ず本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行担当者は、A社に対し、本件契約と融資が別の取引であることを説明しており、融資実行の条件として本件契約を勧誘したということはない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取前に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理した後、A社から申立てを取り下げる判断をした旨の連絡を受け、事情聴取実施前に、A社からあっ

	せん委員会に対して、申立取下書が提出されたことから、平成 25 年6月 19 日付けであっせん手続を終了した。
--	---

事案番号	25 年度(あ)第9号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外製の商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していた。外貨実需があることから為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社と他の金融機関との間で既に締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から円高時のリスク等について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。 ・当社は、B銀行担当者から融資実行の条件として本件契約を提案されたため、やむを得ず本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行担当者は、A社に対し、本件契約と融資が別の取引であることを説明しており、融資実行の条件として本件契約を勧誘したということはない。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取前に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理した後、A社から申立てを取り下げる判断をした旨の連絡を受け、事情聴取実施前に、A社からあっせん委員会に対して、申立取下書が提出されたことから、平成 25 年6月 19 日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	25 年度(あ)第 10 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外製の商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、外貨実需があったことから為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社と他の金融機関との間で既に締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から円高時のリスク等について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。 ・当社は、B銀行担当者から融資実行の条件として本件契約を提案されたため、やむを得ず本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行担当者は、A社に対し、本件契約と融資が別の取引であることを説明しており、融資実行の条件として本件契約を勧誘したということはない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取前に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理した後、A社から申立てを取り下げる判断をした旨の連絡を受け、事情聴取実施前に、A社からあっせん委員会に対して、申立取下書が提出されたことから、平成25年6月10日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	25年度(あ)第11号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外製の商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していた。外貨実需があることから為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社と他の金融機関との間で既に締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から円高時のリスク等について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。 ・当社は、B銀行担当者から融資実行の条件として本件契約を提案されたため、やむを得ず本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行担当者は、A社に対し、本件契約と融資が別の取引であることを説明しており、融資実行の条件として本件契約を勧誘したということはない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取前に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理した後、A社から申立てを取り下げる判断をした旨の連絡を受け、事情聴取実施前に、A社からあっ

	せん委員会に対して、申立取下書が提出されたことから、平成 25 年6月 19 日付けであっせん手続を終了した。
--	---

事案番号	25 年度(あ)第 12 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外製の商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していた。外貨実需があることから、為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社と他の金融機関との間で既に締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から円高時のリスク等について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。 ・当社は、B銀行担当者から融資実行の条件として本件契約を提案されたため、やむを得ず本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外において商品を製造し、外貨建てで仕入れているという商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社が他の金融機関の間でもデリバティブ取引を行っていることを把握しており、それらの取引金額も聴取した上で、適正なヘッジ比率となることを確認した上で本件契約の締結に至っている。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、融資と本件契約を抱き合わせで勧誘した事実はない。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年6月 18 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後、A社からあっせん委員会に対して、申立取下書が提出されたことから、平成 25 年6月 19 日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	25 年度(あ)第 38 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。

<p>の 申 出 内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、商材を国内の会社から外貨建てで仕入れており、外貨実需があるものの、輸出によって得た外貨を輸入の支払にそのまま充てていたことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者からの執拗な勧誘を断りきれず、本件契約を締結するに至った。
<p>相 手 方 銀 行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外の商材を国内の会社から外貨建てで仕入れているという商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。 ・当行は、A社が輸出取引を行っているという商流は確認してはいなかった。 ・当行担当者が、A社に対して本件契約を執拗に勧誘した事実はない。
<p>あ っ せ ん 手 続 の 結 果</p>	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 25 年6月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

以 上